

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	防災危機管理局
委託業務番号	令和4年度 長防委第2号
委託業務名称	デジタル同報系防災行政無線設備保守点検業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	長浜市で整備したデジタル同報系防災行政無線設備について、災害時及び緊急時において確実に安定して使用できるよう、定期的な保守点検や緊急的な障害への対応を行う。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	12,100,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町76番地7 [商号又は名称] 朝日電気工業株式会社 滋賀営業所
契約相手方の選定理由	デジタル同報系防災行政無線設備は、本庁親卓等の基幹システムと屋外拡声子局設備が連動している他、Jアラート等との連携がなされているため、本設備の保守点検を行うにはシステム全体および各機器の性能や機能等を熟知している必要がある。また、迅速な障害対応を行うにあたって同様に本設備全体を熟知している必要がある。以上のことから、本市のデジタル同報系防災行政無線を整備し、設備全体を熟知している業者である者と随意契約を締結するもの。
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>